

発表論題(和文)	土壤汚染対策法改正に伴う環境負債への影響
発表者氏名・所属(和文)	山本 勇・(株)アースクリエイト 理事 主任研究員
発表論題(英文)	An effect on environmental liability depend on new soil contamination countermeasures law
発表者氏名・所属(英文)	Isamu Yamamoto・Earth Create Office Co, Ltd Director, Researcher
キーワード(4語)	環境負債、土壤汚染対策法、土壤汚染、資産除去債務
発表要旨本文及び参考文献	
<p>1. 土壤汚染はどれほど多いか</p> <p>わが国も先進工業国の例に漏れず、非常に多くの土壤汚染が存在しているであろうことは疑いの余地がない。わが国における土壤汚染の全貌は（社）土壤環境センター（以下「センター」）が2002年に発表した「土壤汚染診断が望まれるサイト数は928,000」が一般によく知られている。又、同時に発表されたデータによればわが国には少なくとも300,000カ所以上の土壤汚染サイトが存在すると推定されている。</p> <p>2. 企業の土壤汚染に対する取り組みの現状</p> <p>土壤汚染に対する国民の関心の高まりや、土壤汚染対策法（以下「土対法」）の制定をキッカケに企業の土壤汚染への取り組みは着実に増加している。センターの実態調査結果によれば、法・条例に基づく調査は年間600件程度であるが、それ以外に自主的な調査は年間6,000件程度行われており、企業は土対法や条例にこだわることなく土壤汚染に取り組んでいる。また、汚染浄化対策件数、金額も殆どは自主的な取り組みであるといえる。土対法は汚染による健康被害の防止と国民の健康を保護することが目的であり、土壤汚染をなくすことを目的とはしていない。一方、世間は健康被害懸念の有無は別として土壤汚染の存在自体を大きく問題にし、完全浄化を期待している。その結果、わが国で取り組まれている土壤汚染調査・対策の殆どは、法・条例による取り組みではなく企業自身あるいは土地購入者に対する土壤汚染リスクへの配慮からの取り組みであり、企業が取り組んでいる土壤汚染対策の約80%が土対法あるいは関連条例によらない自主的な取り組みである。</p> <p>4. 改正土対法のポイント</p> <p>（土壤汚染対策法改正の狙い（環境省周知 環水大土発第100305002 抜粋）</p> <p>法に基づかない自主的な調査により土壤汚染が判明する事が多く、このような自主的な調査により明らかになった土壤汚染については、情報が開示され、適切かつ確実に管理・対策を進める事が必要である。この解決策として、健康被害の防止という旧法の目的を継承しつつ、土壤の汚染の状況の把握のための制度の充実、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染された土壤の適正処理の確保に関する規定の新設等所要の措置が講じられた。又、自然的原因により有害物質が含まれた土壤も法の対象となる。</p>	

## 5. 改正土対法が環境負債に与える影響

- 改正土対法は企業が取り組む土壌汚染調査・対策を法律に基づく取り組みにしたいというのが狙いであり、法律に基づく取り組みは環境負債の対象となる。調査・対策をいつ行うのかはともかくとして、環境負債に計上すべき土壌汚染が増えることになる。具体例として、今回の改正で一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更が土対法の対象となる（改正土対法第4条）が、この改正によってその対象となる取り組みは全国で年間約2.5～3.0倍程度増加すると考えられ（年間増加数は調査件数で1,000件30億円、対策で600件程度600億円）。その結果、企業が取り組む土壌汚染調査件数の約30%、浄化対策件数の約50%が法令に基づいた取り組みになると推定される（この試算は「都道府県別潜在土壌汚染（推定）の比較」日本地盤環境浄化推進協議会（JASERA）H12.5のデータを活用して行った）。環境負債はこれに該当する将来の取り組みコストを計上することになる。さらに土対法（旧）では自然由来の土壌汚染は対象としていなかったが、健康被害の防止の観点からは自然的原因により有害物質が含まれる汚染された土壌をそれ以外の汚染された土壌と区別する理由がないことから、今回の改正では汚染土壌の搬出規制が定められ、自然的原因により有害物質が含まれた土壌を法の対象とすることになった。この改正が環境負債に与える影響も考慮しなければならない。

### （参考資料）

- ・ 山本 勇 「わが国における土壌汚染要診断サイト数を推定する」  
1998.9. 第6回地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会 於 立正大学
- ・ 山本 勇「我が国における土壌汚染対策費用の推定」  
2000.1第3回国際土壌・地下水環境ワークショップ 於 立正大学
- ・ 日本地盤環境浄化推進協議会（JASERA）「都道府県別潜在土壌汚染（推定）の比較」H12.5
- ・ （社）土壌環境センター刊「我が国における土壌汚染対策費用の推定 平成12年7月」
- ・ 環境省水・大気環境局  
「平成19年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例に関する調査結果」 平成21年1月
- ・ 山本 勇 「環境負債としての土壌汚染—現状と問題点—」サステイナブルマネジメント8-2 2009.5 環境経営学会誌

### 発表者プロフィール（共同発表者を含め400字以内）

氏名：山本 勇（株）アースクリエイト 理事 主任研究員（神戸市在住）

履歴：住友海上火災保険でリスクマネジメント・国際部門に勤務。

住友海上リスク総研（現インターリスク総研）取締役・主席研究員（2004年退社）

実績：地層汚染診断・修復簡易化研究会（創立1993）

東京大学・先端科学技術研究センター 客員研究員（2004-2006）、

（主な論文）「地質汚染の簡易調査法（SCSC調査法）について」（1993）

「阪神大震災が環境に与えた影響」UNEP ロンドン（1996）

「我が国における土壌汚染要診断サイト数を推定する」（1998）